

## 「きょうと食農体験農場」登録要領

### 第1 趣 旨

将来を担う子どもたちを中心に生きることの基本である「食」と、それを支える「農業」について、学び体験する機会を提供する農場を「きょうと食農体験農場」として登録し、府民に広く情報提供することにより利用を推進し、京都府ならではの食育の推進に資するため、「きょうと食農体験農場」の登録手続きについて本要領で定める。

### 第2 登録実施主体

「きょうと食農体験農場」の登録は、「いただきます。地元産」推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する。

### 第3 登録要件

「きょうと食農体験農場」は次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 農地法等との整合性が確保された京都府内に所在する市民農園であって、農作業体験と食品・調理及び食文化等の「食」に関することを学ぶ食農体験の機会を提供するもの。
- (2) 野菜・米等の種まき、施肥、除草、収穫等複数の農作業が体験できること。
- (3) 子どもなど農園利用者に五感を使った「食」や農林水産業、農山漁村に関する下記テーマについて2種類以上の学習（体験学習や農家・農業指導者などによる「お話」）等ができること。
  - a：調理・食品加工体験
  - b：ほ場の「生き物調べ」
  - c：作物の由来・産地など
  - d：行事食・郷土食
  - e：地域の農業の状況
  - f：農業用水と排水など農業水利施設
  - g：農産物流通（直売所・契約栽培・販売体験など）
  - h：その他農林水産業や食品、食文化など「食」に関すること
- (4) 農業に精通し、体系的に農作業指導ができる農業者が配置されていること。
- (5) 府民を対象に広く参加者を公募しているか、公募する予定であること。
- (6) 適切な保険への加入など農作業等に伴う安全対策に十分配慮していること。
- (7) 継続的に「きょうと食農体験農場」として食農体験の機会が提供できること。

### 第4 登録手続

- 1 「きょうと食農体験農場」に登録しようとする農場の代表者は、別記様式1号の登録申請書を、協議会事務局（京都府農林水産部食の安心・安全推進課）に提出する。

2 登録申請書の提出を受けた協議会は、農地利用等に法令上の問題がないか等を確認の上、第3の登録要件に適合すると認めるときは、「きょうと食農体験農場」として登録し、別記様式3号の「登録章」（シンボルマーク）を農場に交付する。

ただし、審査する協議会の委員は京都府、京都市教育委員会事務局指導部担当部長、府内代表市町村長(京都市市長会・京都府町村会)、府内代表市町村教育委員会教育長(京都市町村教育委員会連合会)、農業関係団体の代表者(京都農業協同組合中央会)とする。

3 登録農場は、次に定める使用要件により「登録章」（シンボルマーク）を使用することができる。

登録章使用要件

- a : 「登録章」（シンボルマーク）はより多くの府民に食農体験への関心を喚起するとともに、親しみやすい食農体験農場の活動を展開するために使用すること
- b : デザイン・色等について食農体験農場のイメージを著しく損なう恐れのある修正を行わないこと

## 第5 登録期間

登録期間は、登録日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

## 第6 登録の更新

登録の継続を希望する農場の代表者は、登録期間終了の1ヶ月前までに別記様式4号の登録更新書を、協議会事務局（京都府農林水産部食の安心・安全推進課）に提出する。協議会は第4の2に準じて登録更新の手続を行う。

## 第7 登録内容の変更・取消

- 1 登録を受けた農場は、登録内容に変更が生じたときは別記様式1号「変更申請書」、登録を辞退しようとするときは別記様式2号「辞退届」により協議会に届出を行う。
- 2 登録した農場・農業者等が社会的、道義的に相応しくない行為を行ったときは、協議会は登録を取り消すことができる。
- 3 登録取消になった場合、農場は直ちに登録章を返還しなければならない。

## 第8 活動状況の報告

登録者は、協議会から求めがあった場合には、食農体験の活動状況を報告しなければならない。

### 附則

この要領は平成24年9月3日から施行する。

### 附則

この要領は平成27年6月5日から施行する。